

議事録

- 1 名称 令和7年度 第2回 石岡市景観調査委員会
- 2 開催日時 令和7年10月3日（金） 午後2時00分から午後3時30分まで
- 3 開催場所 八郷総合支所 101～103会議室
- 4 出席した者の氏名
藤川委員、山本（幸）委員、井川委員、久保田委員、岡安委員
中村委員、武居委員、新田委員、山本（経）委員
(事務局： 浅田部長、萩原次長、幕内課長、澤田補佐、原田係長
中村主任、坂本主幹)
- 5 議題
・景観重要建造物における売却等への対応について
・その他
- 6 議事の概要 議事録のとおり
- 7 担当課の名称 都市建設部都市計画課
- 8 議事録
1) 開会
・会長挨拶
・出席者が規定の定足数に達していることを報告（委員10名中9名出席）

(2) 議事

■会長

それでは、議事に入ります前に、本日の会議の議事録署名人を指名させていただきます。
E委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
それでは、本日の議事に入ります。「景観重要建造物における売却等への対応について」です。事務局より御説明をお願いします。

■事務局

それでは、事務局より「景観重要建造物における売却等への対応について」御説明をさせていただきます。

今回、このような議事を設けさせていただきました背景といたしまして、今年の7月に、景観重要建造物の所有者様から、当該建物を売却したいとの相談が市にあったことによるものでございます。

詳細な内容については、この後に御説明をさせていただきますが、茅葺民家につきましては、所有者の高齢化や、また、通常の建築物より維持管理が大変なことから、今後も同様の相談が増えてくるのではないかと危惧しております。つきましては、今回、御出席いただきました委員の皆様から、幅広い御意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、今回、相談がございました案件の詳細について、御説明させていただきます。今回、相談をいただいた物件についてですが、茅葺民家の三輪晃士邸で、所有者の三輪様より御相談がございました。三輪晃士邸については、平成30年12月16日に景観重要建造物の指定を受けております。三輪様へ今回の経緯を聞いたところ、年齢も高齢となってきており、今後、管理が行き届かなくなることが想定されることから、建物を売却し、引っ越しを検討しているということ、継続して茅葺屋根を維持、管理してくれる方を条件として売却したいとのこと、また、現在の状況については茅葺保存会にも相談しており、購入希望者を探してもらっている、不動産会社にも相談しているが、市から正式な回答があつてから、諸手続きを進めたいと思っているとのことでした。なお、三輪様におかれましては、令和元年度にまちづくりファンド支援事業を活用し、茅葺屋根の葺き替えを行っております。その際に、市から1,941,000円の補助金を交付している状況です。

続いて、資料2ページの建物の売却や除却等について、その後に要綱上の取り扱いについてを御説明させていただきます。今回、事前に委員の皆様へ、まちづくりファンド支援事業補助金の交付要綱を送付させていただいておりますが、お手元にあります資料は、今回の案件に係る部分を抜粋したものになります。要綱上において、交付決定の取り消し等及び物件の保守管理等について記載がありますので、説明をさせていただきます。まず、第14条交付決定の取り消し等についてですが、第1項において、下記に記載されている各号に違反した場合は、補助金の交付を返還させることができることとなっており、今回の案件については、第3号のこの告示の内容に違反したときに該当する可能性がございます。なお、第2項では、すでに額が確定している補助金にも適用される旨が記載されており、第4項においては、返還方法について記載されているところです。続いて、第15条の物件の保守管理等についてですが、第2項で保守管理の期間は、補助完了後、10年間とすると規定されております。また、続く第3項では、市長の承認を得た場合を除き、前項の期間中は、被補助物件を他の者に貸し付け、若しくは譲渡し、又は債務の担保に供してはならないとされているところです。

以上のことと踏まえまして、本案件についての事務局としての考え方でございますが、本来であれば、要綱に従い、三輪様が補助を受けた令和元年度から、10年間が経過する令和11年度までの期間は、売却が制限されていること、それでも、10年を待たずして、売却を希望するのであれば、補助金の返還が必要になること、一方、三輪晃士邸においては、三輪氏が売却後も現況のまま使用してもらうことを前提としているため、売却された後も現状と同様に景観が保たれると考えられること、以上のことから、売却後も次の所有者において、茅葺民家を維持していくことについて確約ができるのであれば、要綱14条における市長の承認を得ることで、譲渡を可としたいと考えております。また、補助金についても、建物が維持されていくのであれば、返還は不要としたいと考えているところでございます。

最後に、三輪様が売却した場合の主な手続きについてですが、対象建物が景観重要建造物の指定を受けていていることから、景観法における所有者変更の手続きが必要となってきますので、今後、売却することが決まりましたら、新たな所有者より景観重要建造物所有者変更届出書を提出いただくこととなりますので、届出がございましたら、再度、委員の皆様へ御報告をさせていただきたいと思っております。事務局からの説明は以上となります。

■会長

ありがとうございました。事務局から説明があったとおり、売却について、事務局内ではなかなかに進めてしまつても問題なので、一度議論する場を設けたく、今回会議を開かせていただきました。事務局としては建物さえ残れば良いと考えているというよりは、10年は誰かに住んでもらって維持をしてもらつてという考え方を基にこの補助金を作られていると思います。H委員は申請者の三輪様からお話を伺っていますでしょうか。

■H委員

三輪さんからは数年前から相談をされていました。あれだけの屋敷を綺麗に維持していくとなると非常に大変なことです。三輪さんも歳を取ってきた中で維持していくのが厳しいというお話がありました。身内の中には引き継ぐ人がいないので、思い入れのある屋敷をそのままの形で引き継いでくれる人がいれば譲りたいと言われており、誰か良い人がいないかどうか私も相談されたので、何人か紹介したりもしております。しかし値段の面というよりも、とても大きい屋敷なので維持していくのが大変だと断られた経緯があります。その後、不動産会社に話をしたらかなり反響はあったみたいですので、売却をして良いものなのかどうかを、一度市へ相談をした結果、今日このような会議を開くこととなつたという経緯でございます。

保存会の見解としては、こういう事例は今後も出てくると思っております。建物を壊してしまおうという話も他の事例として出てきていますので、維持していくという意思がある方で引き継いでいくということが担保されるのであれば、そのようにしてもらっても良

いのではないかと思います。以上です。

■ B 委員

今回の対応については、事務局の提案に賛成です。これについては要綱を変えるわけではなく、市長の承認を得たものが、この限りではないという部分で対応するということでしょうか。

■ 事務局

そのとおりです。要綱は特に変更せず、特例を使って対応したいと考えております。

■ B 委員

分かりました。もう1点ありますて、今回のケースは該当しないと思いますが、売却する時の価格についてです。茅葺きを葺替えていることで、10,000,000円だったところ、評価額として12,000,000円になったとします。そうすると売却した人が儲けることになってしまします。八郷で茅葺き研究拠点をやっておりますが、その場合も減価償却の仕方の説明を受けたりしました。

もし10年で減価償却するという考え方だったら、少し残っている部分を、価値として変換して、買い取ってもらう必要があります。ですが、今回は茅葺き屋根なので、評価額が上がることはないと私は思います。しかし、今回ファンド事業で、改修した建物を売却したということが市民へ伝わったときに、趣旨とは違うところで誤解されてしまうと問題かなと思いますので、専門家に、その辺りを評価していただいたほうが適切なのかなと思います。

■ 事務局

不動産鑑定についてですが、例えば、市で道路を作る場合に、土地を提供していただく際は、鑑定を行ってその建物の適正な価格を評価して算定します。しかし、今回はファンド事業を活用している建物なので、若干それとは趣旨が異なってきます。また現状の建物を再構築する場合の算定であり、修繕前とその後の算定というのは難しいと思います。そういうことも踏まえて、市で対応するのは難しいというのが現状の見解です。

■ B 委員

茅葺きなので、そもそも維持が難しいのでそれが評価に影響するということは無いとは思いますが、市民の方へ説明する際の対策みたいなものがあると良いのかなと思いました。

■ G 委員

こちらの要綱についてですが、申請者へ10年は売却してはいけないということを説明さ

れているのでしょうか。また、10年間で申請者の方の健康状態に問題が出た場合については維持していくのは厳しいと思いますが、ただ売却したいというのは違うのかなと思います。その辺りの把握状況についてはどうでしょうか。

■事務局

申請者へは申請前に制度の内容は説明させていただいております。双方同意した上で、この会議で内容を承認していただき、補助をしております。

健康状態についてですが、個人情報ということもあります、そこまで把握はできておりません。また、将来に売却したい意向があるかについても、もちろん、当時は当然お話をなかったので、なかなか意向を確認するのは難しいと思っております。単純に要綱に則ってしまえば補助金の返還ということになりますが、先ほど会長からもあったとおり、市としても建物を残したいという意向がございます。なので所有者が変わった後も維持してもらえるという条件であれば、今回の特例措置を使って建物を保存していただきたいと考えております。

■G委員

他の方からも今回のような相談をされた場合はどのような対応をされますか。

■事務局

その際は、また個別に相談していただくこととなります、市としては同じように建物を保存したいということと、申請者へ補助金返還の負担がないようにしていくのは当然だと思っております。また建物を除却したいか、売却したいかによっても話が変わってくると思うので、その都度個別に対応をして、当会議にて委員の方の御意見を伺いたいと考えております。

■D委員

私も基本的には事務局の提案に賛成です。不動産鑑定等で評価をつけるのであれば、土地と建物については分けて考えるべきだと思います。

■C委員

先ほど武井委員がおっしゃっていたことの追加にはなりますが、申請者さんが10年の縛りを知っていたかどうかについては法的にも重要だと思っております。補助金の説明については書面でもされているのでしょうか。

■事務局

書面では説明しておらず、口頭での説明となります。

■ C 委員

分かりました。法形式の話なので今回の本質とは違うかもしれません、要綱は住民に対する拘束力が無いものとなります。あくまでも市の内規であって、規則とは違うものになります。規則であれば、住民は拘束されますが要綱はあくまでも市役所内部のものです。住民に対して拘束力を持つには、契約の形式になっていなければいけないです。なので、少なくとも書面で説明をしているうえで、承諾を得ていることが必要だと思います。しかし、もちろん契約は口頭でも成立するので、大丈夫ではあるのですが、少しそこが気になつておりました。ただ今回についてはそういう問題はありますが、拘束力が及ぶことを前提として議論をしても良いと思います。

もう1点が健康状態のお話です。当然10年の縛りがあることを申請者は知つていなければならなかったとは思いますが、予測不可能な事情であったり、やむを得ない事情というのは当然事後的に発生する可能性はあります。その辺りのやむを得ない事情があるのであれば、譲渡したいという話には持つていけるのかな考えております。

また、少し細かい話にはなりますが、要綱の他に、市の補助金等交付規則というものがございます。こちらについては住民に対する拘束力を持っているので、そちらも実は参考しないといけないのかなと思います。今回のファンドの要綱の1条にも、「石岡市補助金等交付規則に定める」という記載がございます。

もう1つ念のためこの場で申し上げておくと、資料1の2ページ目に要綱の抜粋が記載されておりますが、こちらの14条が実は補助金等規則と内容が重複しているのかなと思います。しかし実は矛盾したことを書かれてあって、「市長は、次のいずれかに該当する場合は、既に決定した補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。」という記載がございます。しかし14条の4項に「取り消した場合において、返還を命ずるものとする。」と記載されているので、取り消しと返還が「または」の関係にはなっていないのかなと思います。例えばレストランにご飯を食べに行って、パンまたはアイスと書いてあればどちらしか頼めません。なのでこちらの記載は「または」では正しくないのかなという点が1つです。もう1つは14条の最後に「返還させることができる。」という記載がございますが、普通は「できる」と記載すると、返還しないこともできる、とも読み取れるので、行政裁量に委ねられている書き方なのかなと思います。これが実は補助金等規則ではそういう記載にはなっておらず、19条には決定の取り消しという条文がありまして、「次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。」と記載されています。なので取り消しが義務的となっているため、住民から訴訟を提起される可能性もあり、リスクとしては高いのものとなっております。今回の議題の本質とは違うのかなと思いますが、一応申し上げておきます。

■会長

ありがとうございます。そうなると今回の要綱は規則ではなく、何故要綱という形を取ったのでしょうか。

■事務局

恐らくではありますが、要綱の第1条で、「石岡市補助金等交付規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。」と記載されており、補助金等交付規則を要綱の上位規則としており、それにぶら下がる要綱という形で当時、制定しているのではないかと思います。あとは手続き上の話で、要綱だと制定する際に議会に諮らなくて良いものになるので、事務手続き上で簡素化を図ったというのもあると思います。

■会長

分かりました。厳密を期していくとどんどん手続きが重くなってしまいますので、先ほどC委員から御指摘頂きましたが、基本的には要綱もある程度は拘束力があるんだという前提で議論は進めた方が良いのかなとは思います。ただ少し気持ち悪さは残りますね。

■C委員

やはり拘束力は及ばないもので、違反を問うて返還を命ずるということが少し適切ではないというところが法的には少し考えるところかなと思います。

■会長

そうですね。その辺りは市の総務部で議論して頂く必要もあるのかなとも思いますね。それ以外の部分でもう少し今回のこの経緯について議論できればと思いますが、いかがでしょうか。

■F委員

私もこちらの補助金を使用して、いちご園の売店を建てましたが、当時事務局からは10年は建物を動かさない、壊さない、変形させないということを口頭で言われたことを覚えています。また、壊してしまう場合には補助金を返還する必要があると思いますが、今回のように建物を維持していく予定であれば必要ないと私は思います。しかし先ほどB委員がおっしゃっていたように建物を修繕したことで、価値が上がっている場合の考え方については難しいものがあると感じています。また、今回は茅葺きの建物の話ですが、令和5年度には私の隣のいちご園も、ファンドを活用しております。その方も88歳になりますし、今回のような話が今後出てくる可能性があると思います。今回の議論である程度、対応方法を決められれば良いのかなと思います。法律関係については少し分からぬところもありますので、C委員から意見をもらって、問題が起きないようにやっていただきたいと思います。

す。

■ I 委員

先ほどからの皆さんの意見とほとんど同じとなります、返還については10年ということで、今現状は7年から8年くらい経っているのかなと思います。ただ10年間という縛りにするのではなく、もう少し細かく制定したほうが申請者も分かりやすいのかなと思います。

また今回の議題とは少し関係ない話にはなるのですが、看板建築の維持の問題もあります。常陽銀行前のあさ川さんの建物も取り壊しとなっております。そこはファンド補助を受けているわけではございませんが、そういった建物の維持についても違った内容で検討していただければと思います。

■会長

私も先日お邪魔した際に無くなっているのを確認しました。あの建物はもしかしたら文化財ではなかったかもしれませんね。私としても大学で調査をしたり活用の提案をしたことがかえって取り壊すことに繋がってしまったのではないかと思うと、少し残念な気もしています。

■ E 委員

私も今回の事案については、この後に購入された方が現状のまま保存していただけるということが担保されるのであれば賛成です。B委員が言われたとおり、補助金を使ったことで建物の価値が上がっているのか、変わらないのかというのは何らかの形で証明はしておいた方が良いと思います。

■ H 委員

今回皆さんからのたくさんの御意見を聞いて、この件は非常にナーバスな問題だなと改めて思いました。茅葺きの補修費は、20年ぐらい前と今では恐らく2倍から3倍になっていると思います。それは職人さんの世代が変わったことにより、前の職人さんは年金をもらいながらだったので昔の金額でも大丈夫だったということもありましたが、若い職人さんは家族は養わなければいけないので、それが理由で金額が上がったこともあります。それから、あまり大きい声では言えないですが、昔の職人さんは今よりも手が早かつたのもあります。また、足場も昔のように、職員さんが適当に作って良いというわけにもいかなくなりました。茅についても保存会でも刈り取っていますが、入手が難しくなってきました。

この後に、別件でファンドを使った茅葺き屋根の葺き替えの事業報告もあるようですが、金額を見ると高く、10年前であれば3分の1程度の値段です。そういった中で建物を自力

で残すのが難しくなってきています。それを次の世代、子供達に同じように維持してくれというは酷だよねということで、譲ろう、壊そうという話になるのかなと思います。そこにこのファンド補助金が制定されて、これだけ補助を受けられれば何とか維持できるだろうということで家主にとって効果が非常に高いです。

もし今回、全額返還になった場合は、これからファンドを使おうと思っている方は特に高齢の方が多いのもあって、それならば壊してしまおうと思う方も増えると思います。なので、茅葺きの維持をしていくということが担保できれば、結果的に残すことにも繋がるのでその辺りも考えて検討してほしいと思います。

■会長

今回の件については、建物を維持していくという確約が取れれば良いのではないかというのが皆さんの大体の意見だと思いますが、不動産価値が向上した場合、どう考えるのかという問題も残っていますね。また、どうやって確約を取るのかについても事務局の考えを伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

■事務局

不動産価値の判定については、現状市の予算を考慮しても対応は難しいと思います。確約の方法については、当事例は民民の契約になると思いますので、そこにどれだけ市役所が関わるのかということもあります。C委員から適切なアドバイスがあれば御教授いただきたいです。

■C委員

景観の良好な維持が確約されるのであれば、補助金返還はいらないと思います。確約の方法ですが、例えば民民の契約だと、保証人を立てる、担保の物件を取る、違約金条項を設ける等が典型ではあります。しかし、今回そういうことを市がするのは難しいと思います。そうすると、やはり一部だけでも補助金が返還がされるような形をとった方が、後腐れないのかなと思います。

また、不動産価値の向上をどう見るかについてもですが、私見にはなりますが 10 年という縛りがあってその後は除却しても良いということになっているので、この補助金が 10 年ぐらいで減価償却されると考えると、2,000,000 円支出したとすれば、定率でいけば、年に 200,000 円ぐらいずつ減価することになり、3 年で 600,000 円ぐらい減価しています。新しい家主さんが管理維持のために充てていただくのであれば別にそこに対しての精算は必要ないと思いますが、やはり確約が担保できない状況なのであれば、その 600,000 円分を何らかの形で返還していただくという方法もあります。例としては、建物の売却代金を 600,000 円分、上乗せしてもらって、申請された三輪さんからその部分だけ市へ返還してもらうというやり方もあるかなと思います。

■会長

段々と話が具体的にはなってきていますね。残りの3年間をちゃんと維持していただけるのであれば別に何の問題もありません。そうすると先ほどのお話の例だと600,000円分を市が預かるということになるのか、それとも建物を維持できなかつたときに補助金の返還命令をするのかということになります。預かるというのは常識的に考えて難しいです。返還の場合も申請者が亡くなった場合はどうするのかということもありますよね。

■H委員

購入した人が今度は建物を維持することが義務になるわけで、補助金の返還は買った人が対象になるという考え方もあると思います。この条件をそのまま買った人が引き継ぐということを条件に、もう一度、市と契約みたいなことができると良いですよね。

■事務局

例えば誓約書とか確約書を書かせるというのはあまり効力がないのでしょうか。

■C委員

形式は問わないのかなと思います。一方が義務を負うという内容で双方が同意をしてるのであれば効力はあるということになります。市と新しい所有者との間で同意を取り交わしてもらって、違反があった場合には返還してもらうという約束を取付けるのは可能だと思います。ただ、約束はしてもその約束が果たされるのかということについては別物だと思うので、返還されない場合、民事訴訟までやるのかというような話も出てきてしまうので、担保としては弱いとも思います。

■事務局

市としては、申請者に負担のないように、手続きの簡素化をしたいと思っています。ただ法的に守るべきものは守る必要があります。例えばですが、覚書を新しい所有者と市で結びます。そこに要綱、規則を遵守することと記載させていただいて、守られないときは補助金返還になるというようなやり方はいかがでしょうか。

■C委員

その場合、補助金要綱に則った返還請求ができなくなるのが懸念するところかなと思います。あくまでも覚書、同意書なりの契約上の効力によって、返還請求ができるということになります。先ほど申し上げたように申請者から返還してもらえば要綱に応じた返還請求ができるということになります。

■会長

どのタイミングで覚書をもらうのかという問題もありますね。契約を結んだ後なのでしょうか。でも先にもらわないと意味がない気もします。

■事務局

不動産売買の中で重要事項説明の取り交わしがあると思います。その中に補助金の件を記載していただき、それを市が確認をして売買を認めるというやり方はいかがでしょうか。

■C委員

それでも三輪さんと新しい持ち主までしか効力は生じないので、担保はされないことはなります。心理的な抑止力になるだけということになると思います。違反があった場合は三輪さんにお金を戻すというやり方もありますが、それも少し違う気もしますね。

■事務局

実際にこの売買が終わった後に、景観重要建造所有者変更届を出してもらうのですが、例えばその中に、この物件は補助金を使ったものですというような文言を入れて、その上で継承することを前提として、相手から書類を提出してもらうのはいかがでしょうか。

■C委員

その形であれば市との関係での義務の継承という法形式は保てると思います。ただそれでもなお、担保されるかどうかというところですね。違反した場合の是正処置等もいれないとですが、そこまで手続きを重くするのも違う気もしますね。

■会長

先ほどおっしゃっていたように要綱自体でここまで縛る効力は無いという話に戻ってしまいますね。先ほど事務局が言われたようなやり方が1番良いのかなという気はします。

また、三輪さんの立場からすると三輪さん自身が新しい方とそういう条件を確認したいということもあるので、そこの両者の間でそういう条件を取り交わしてもらえば良い気もしますね。

■C委員

おっしゃるとおりで要綱の拘束力がそこまでないので、サングクションを課すべき理由も薄くなります。それであれば本件に関しては、サングクションを根拠に確約を取るまでしなくても良い気はしてきました。

■ H委員

買った人が茅葺きを維持しなくてはいけないということを示しておく必要があると思います。それが無ければ10年経った後に、例えばですが屋根を壊して新しい材質にされてしまう可能性もありますので、条件をつけることは必要だなと感じました。

■事務局

手続きについてですが、補助金交付要綱を改正させていただき、条文の変更や、現在景観法のみで取り扱っている所有者変更届の様式をこちらの要綱にも新しく追加させていただければと思います。そちらに備考欄を設けて、今回議論いただいたような条件を記載できればと考えています。こちらについては内部決裁で変更可能なものになりますし、市と申請者の双方の負担にもならないと思いますが、いかがでしょうか。

■会長

そうしましたら、要綱の案を作っていただきて、当会議にて再度議論するような形にしましょうか。

■ C委員

要綱であればおっしゃるとおり内部で変えるものなので、今回抜粋していただいた15条3項の「あらかじめ市長の承認を得たときは」に附帯して条件を加えるであるとか、様式に所有者変更届を追加していただくことで問題ないと思います。

■会長

茅葺きの場合、景観重要建造物ですが、それ以外のものに対して補助金を出す場合についても少し考えておいた方が良いかもしれませんね。

■ C委員

景観法の届出に限らず、あくまでもファンドの申請物件として届出を出すということだと思います。

■事務局

そうしましたら、まちづくりファンド支援事業補助金の要綱を変えさせていただき、その案を承認いただいた後に、申請者へ御提案させていただく流れでよろしいでしょうか。

■会長

はい。よろしくお願ひいたします。三輪さんは早く回答が欲しいと思っているのでしょうか。

■H委員

そうですね。急いでいると思います。

■会長

時間はあまり無いですね。タイミングであったり、どういう形で三輪さんに書類を届出してもらえば良いでしょうかね。

■事務局

所管している他の会議では書面会議でも開催しております。郵送等で書類を送付させていただいた後に、承認書をご提出いただくやり方であれば、時間を短縮できると考えています。対面で集まるとなるとスケジュールの調整が厳しいと思いますので、そちらのやり方で開催できればと思います。

■会長

分かりました。そちらのやり方でお願いいたします。もう1度整理しますと、本件については、新しく物件を買う方と市で約束を取付けるための形式について、事務局で検討した後に、我々でもその内容について確認するということにしたいと思います。どうもありがとうございました。

そうしましたら、もう1件の議事になります。「その他」について事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

議事「その他」といたしまして、今年の4月22日に開催した第1回景観調査委員会にて皆様に審議いただきましたまちづくりファンド支援事業2件のうち、1件が事業完了しましたので御報告させていただきます。事業が完了しましたのは、川島教保様が所有の川島家住宅となります。皆様から審議いただいた後、補助金の手続きを行い、令和7年5月19日に交付決定をして、6月から修景を開始し、先月9月に修景が完了しております。事業費は2,167,000円、施工は常陸風土記の丘で行い、補助金として1,950,000円を交付決定しているところです。資料に修景前と修景後の写真を掲載させていただいております。また、施工中の写真を添付させていただいておりますので、併せて御確認ください。

以上、簡単ではございますが、事業報告とさせていただきます。

■会長

ありがとうございました。本議事について、御意見等ある方はいらっしゃいますか。

■ H委員

これが景観重要建造物やファンドで改修した建物だと分かるような看板みたいなものを付けられると分かりやすいですよね。

■ B委員

6年くらい前に景観重要建造物の建物やファンドの建物全てにプレートをつけるようなことを話していた時期があって、筑波大学受託研究の事業の一環として作成をしました。6枚くらい作成しているのですが、予算の関係でなかなか取り付けができず、保管しているのが現状です。おおば木匠さんに作成をお願いしていましたが、それからかなり認定された建造物も増えているので、追加で作る必要もあると感じています。事務局へも看板を取り付けるために予算のことを去年相談させていただきました。設置するのに景観重要建造物の看板だけは作っているのですが、それにファンド事業のプレートを付ける予定でした。そのプレートはできておらず、取り付ける費用も計上できていないので、今後事務局へ再度相談できればと思っております。

■ H委員

家屋の玄関に取り付けるようなものであれば、家主にお願いするのも良いですよね。

■ B委員

ただ、壁にビス止めしたりするのが嫌な家主さんもいらっしゃると思うので、何とも言えないですよね。登録文化財は看板を好きに設置するような感じみたいなので、それでも良いかもしれません。ファンドのプレートは表札みたいな形でデザインしていただいたものを学生が手彫りしていたり、手のかかったものではあります。いちご園については看板を作ったりしましたが、新たに坂入さんのいちご園も新設されたので、その辺りはどうしようか検討段階で止まってしまっている状態です。最近は看板にQRコードを載せて、ホームページ等からファンド事業の詳しい情報を見る能够ができるような事例もあります。ホームページなら後から内容も変えられるので非常に良いのかなと思います。

■ I委員

議題とは関係ない話なので、ここで話すことではないとは思いますが、中町と香丸町の通りにNTTの地下埋設のボックスが建っており、そちらに落書きをされてしまいました。NTTが祭礼前に綺麗にしてくれたのですが、また終わった後にピンク色で落書きをされてしまいました。周辺の防犯カメラのデータとかは残っているのでしょうか。

■ 事務局

我々が管理している施設でも、タイルに落書きされて、それが防犯カメラにたまたま犯

人が映っていて直してもらった事例はあります。しかしほとんどは不明になってしまします。被害届をN T Tさんが警察に出してもらえば、我々に話がきて防犯カメラの映像を照会出来ると思いますので、まずは警察に相談いただくのが良いと思います。

■ I 委員

警察に相談はしましたが、N T Tさんが相談しないと動けないと言われてしまいました。我々で何とかできないものなのでしょうかね。

■事務局

街灯についている防犯カメラの映像ですが、最低でも2週間は保存されるような規格となっております。実際それを使用するとなると、警察から相談されないと我々もお出しえきないような状況になります。

■ I 委員

承知しました。ありがとうございました。

■会長

他には特に皆さん御意見はなさそうなので、以上で本日の議事は全て終了とさせていただきます。御協力をありがとうございました。進行を事務局に戻します。

■事務局

会長ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回石岡市景観調査委員会を閉会させていただきます。委員の皆様、本日は大変お疲れ様でした。